
1. 部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、学級や学年の枠をこえてスポーツ・文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めたり仲間や指導者と関わったりすることを通して、人間関係の大切さを学ぶことができる活動である。

また、スポーツ・文化などを通して、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育てる効果を有しており、あわせて体力の向上や心身の健康の増進を一層図ることができる活動である。

このように、部活動は生徒のスポーツ・文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

2. 部活動の位置づけ

中学校学習指導要領では、中央教育審議会答申において部活動が「中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として学習

指導要領に記述することが必要」と指摘されたことを受け、部活動の意義や留意点、配慮事項等が規定されている。

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）（抜粋）

第 1 章総則

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第 2 章各教科

第 7 節保健体育

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(6) 第 1 章総則第 1 の 2 の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

3. 部活動の運営

- (1) 部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行うべきである。
- (2) 実際の活動については、生徒にとって安全・安心な環境作りを最優先し、心身の健康の状況を確実に把握したうえで行うべきである。
- (3) 部活動には保護者の協力が必要不可欠であり、密接に連携をとり、活動に十分な理解を得られるよう努力することが必要である。
- (4) 休養日の設定については、津市内全域での取組であることを認識し、各学校においても学校体制として取り組むものとする。
- (5) 各学校は「学校部活動運営方針」を策定し、保護者等にも周知する。
- (6) 校長は、各部の活動計画及び活動実績について、部活動指針や学校部活動運営方針に基づいて確認し、必要に応じて指導・助言を行う。また、各部の顧問は「学校部活動運営方針」をもとに年間及び月間の活動計画を作成する。
- (7) 多くの大会や練習試合が実施されている現状があり、各顧問は、出場する大会や練習試合を計画的に選択する。また、大会期、練習期、休息期を明確に意識した活動計画を立てる。
- (8) 始業前の練習を実施する場合は、校長の承認を得たうえで生徒の健康状態や生活実態等を考慮した時間で、顧問の指導のもと活動する。

4. 部活動の活動基準

(1) 活動について

活動については部活動の意義とあり方を踏まえ、生徒の実態や健康に配慮し、無理のない内容で活動する。

(2) 休養日の設定について

- ① 1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日または日曜日とする）
- ② やむを得ず、土曜日または日曜日に休養日を設定できない場合は、事前に校長の承認を得るとともに、原則として同一月内の土曜日または日曜日に振り替えて休養日を設定する。ただし、大会参加による場合は平日に振り替えることも可能とする。
- ③ 休養日については、全ての部活動で統一したり、施設・設備等を考慮し部活動ごとに設定したりすることが考えられるため、各学校の実情に合わせて設定する。

(3) 活動時間の設定について

- ① 平日は2時間以内とする。週休日及び休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、4時間以内とする。
- ② 週休日及び休日において、大会や練習試合等により、やむを得ず活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。

(4) 長期休業中の活動

上記(1)(2)(3)に準ずる。また、ある程度のまとまった休養日を設定する。

5. 部活動の指導について

- (1) 体罰は、学校教育法で明確に禁止されている行為であり、その根絶に向けて、学校組織として取組を進める。
- (2) 顧問は、アンガーマネジメントやコーチングなどの技術を学び、生徒の自主性や主体性を育む指導を進める。
- (3) 長時間、長期間にわたる行き過ぎた活動や、勝利至上主義は、生徒の心身に疲労を蓄積し、スポーツ障害の要因になるばかりでなく、スポーツ本来の目標を見失う恐れもあるため、極端に偏った指導にならないよう留意する。
- (4) 生徒の発育・発達を無視したハードで単調なトレーニングは、様々なスポーツ障害の要因になるため、スポーツ科学を取り入れた練習方法等に基づいて指導する。
- (5) 部活動による教育的効果は極めて大きく、生徒の良好な人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成にもつながるため、結果や技術の向上だけにこだわる指導にならないよう留意する。
- (6) 部活動とその他の学校生活が密接に関係している認識を持ち、相乗効果により、生徒がより充実した生活を送れるよう留意する。

6. 外部指導者の活用

専門的技術指導に優れている外部指導者は、生徒・顧問双方にとって有用な存在であり、積極的な活用を進めるべきである。学校は、事前に校長から外部指導者に対して本指針等を説明するなどして、教育方針や部活動に対する取組につい

て十分に理解を得たうえで、役割分担等を明確にして指導にあたらせることとする。

7. 保護者への配慮

部活動は、保護者の協力なくしては活動できないものであり、保護者とともに生徒を支えるという姿勢が重要である。特に、生徒の健康面や安全面、さらには家庭の経済的負担についても十分に配慮し、すべての生徒が部活動に取り組める環境を作るべきである。また、日頃から保護者と連絡を密にとり、部活動に対して十分な理解と協力が得られるよう、信頼関係構築に留意すべきである。

※本指針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）及び「三重県部活動ガイドライン」（三重県教育委員会）を踏まえ、改定したものである。

平成30年10月1日改定